

(仮称) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、宮城県石巻市において、総出力20,000kW（定格出力2,500kWの風力発電設備8基）の風力発電所を新設する事業である。

本事業の対象事業実施区域である石巻市は、「石巻市震災復興基本計画」（平成23年12月）において、環境にも配慮した災害に強いまちづくりの推進に向け、新エネルギーの導入の実現及び新エネルギー関連産業の集積の推進を掲げており、本事業は再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の近隣に住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影及び騒音の影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺には、希少な動植物が生息・生育しており、希少猛禽類の飛翔も確認されていることから、これらに対する影響が懸念される。さらに、本事業の実施に伴い、主要な眺望点及び身近な景観地点からの景観への影響や、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風力発電設備の近隣には住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。

このため、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等について再検討し、住居からの離隔を更に確保すること等により、風車の影の影響を回避又は極力低減すること。

また、風力発電設備の供用後は、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等の再検討による予測結果を踏まえ、影響が懸念される住居が存在する場合は事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 騒音について

風力発電設備の近隣には住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。

このため、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等について再検討し、住居からの離隔を更に確保すること等により、騒音の影響を回避又は極力低減すること。

また、風力発電設備の供用後は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って適切に事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、ミサゴの営巣が確認されているほか、希少猛禽類の飛翔も確認されており、これら鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を適切に実施すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥類との衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、重要な種の死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(4) 景観について

対象事業実施区域に隣接する硯上山万石浦県立自然公園の主要な眺望点である「籠峰山」及び「上品山」の山頂から主要な眺望方向を眺望する場合の景観をはじめ、地域住民が日常慣れ親しんでいる場所からの景観も含めた景観について、風力発電設備の稼働に伴う影響が懸念される。

このため、景観について適切な手法により調査、予測及び評価するとともに、これらの眺望点からの風力発電設備の垂直視角をできる限り小さくするよう、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

(5) 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺に整備されたハイキングコースについては、工事の実施期間において、工事用資材等の搬出入に伴う車両の主要な走行ルートと重複することから、利便性に影響が生ずるおそれがある。

このため、迂回路の設置の検討だけでなく、車両台数のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

また、本事業の実施に係る影響等について、ハイキングコースの管理団体等に対して十分に説明・協議した上で、その内容について評価書に適切に記載すること。